

## 軽度・中等度難聴児への補聴器購入制度の改善を求める意見書

軽度・中等度難聴児は、会話音はもとより環境音の聞き取りにおいて、高度難聴とは異なる固有の課題があり、日常生活に様々な影響が生じている。

軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費用助成については、国として制度が確立されておらず、各自治体の努力により支援されているが、障害者総合支援法に基づく助成制度では、自己負担割合がおおむね1割であり、特殊な補聴器に対する助成も特例的に認められていることと比較すると、軽度・中等度難聴児については保護者の費用負担が大きいと言える。

奈良県における補聴器購入助成制度の対象児童となる要件のうち、「両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満であるもの」については、本来制度の対象となる一側性難聴については対象外と受け取られ、必要な支援が届かない場合が考えられる。

また、補聴器とは別に補聴器を装用するためには耳あて等（耳あて、耳穴型シェル）が必要であり、身体の成長が著しい幼児期から青年期にあたっては、幼児期なら半年に1回、小学生なら1年に1回の割合で作り直しが必要と言われている。また、昨今の酷暑の影響もあり、汗をかき補聴器内部に錆が発生し不具合が生じることも頻繁にあり、この修理費なども負担となっている。

さらに、現在対象機器に含まれていないクロス補聴器は、特に言語習得期の幼児期や小、中、高校と集団の中でコミュニケーションを交わし社会性を身につける年齢層の一側性難聴児童、生徒にとって有用な機器と言われている。

よって、奈良県においては、聴覚障がいを持つ児童・生徒、その保護者にとって安心して過ごせるよう、下記の事項について改善を求める。

### 記

- 1 補聴器購入助成制度における対象者についての記載に、一側性難聴について

も対象となる場合があることを明記すること。

- 2 購入助成対象の項目に補聴器を装着するための耳あて等や、補聴器の修理費を含めること。
- 3 クロス補聴器を購入助成対象とすること。
- 4 所得制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

生 駒 市 議 会